平成２６年（フ）第７１０号
宮城県塩竈市野田６番１号
破産者　遠藤　恭世（旧姓鎌田）
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７４号
福岡市南区皿山２丁目７番７号
破産者　古川　徳幸
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５号
静岡県沼津市戸田566番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市戸田1307番地の３
破産者　真野　雄二
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１９号
名古屋市守山区喜多山２丁目25番10号　メゾン藤井ビル203号
破産者　金田　博政
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５２７号
大阪府吹田市五月が丘東１番６号
破産者　佐藤　定江
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２０号
福岡市博多区東那珂１丁目12番47―603号
破産者　江頭眞由美
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１７号
福岡市中央区平尾浄水町10番17―401号
破産者　木村　孝広
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４６号
石川県河北郡津幡町字横浜に74―７、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字庄ウ63番地
破産者　玉輻蒲鉾店こと　田上　久晃
１　決定年月日　平成27年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３００号
石川県野々市市太平寺３丁目42番地　ヴィラージュ205号、従前の住所東京都目黒区八雲３丁目20番19号
破産者　後藤タクシーこと　後藤　義巳
１　決定年月日　平成27年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７１号
熊本県八代市川田町西1827番地
破産者　永松　玲子（旧姓山本）
１　決定年月日　平成27年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４３２号
神奈川県海老名市浜田町７―17
破産者　近藤　健二
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１７０号
東京都台東区柳橋２丁目15番３号
破産者　ロシュール株式会社
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１７１号
東京都板橋区高島平３丁目11―１―105
破産者　掃部関智之
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４１号
東京都日野市平山４丁目16―11―107、開始決定時の住所東京都八王子市小宮町1136―73
破産者　後藤　文雄
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６００７号
東京都豊島区池袋本町３丁目22―27―205、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚１丁目３―17
破産者　内山　靖隆
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０９４号
東京都新宿区中落合４丁目27―15
破産者　倉橋惠美子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５９号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１―１　２―101
破産者　石井　祐子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７９０号
東京都渋谷区広尾２丁目11番１号　ボヌールヒロオ102号室
破産者　株式会社ＭＯＮＯクリエーション
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７９２号
千葉県浦安市明海４丁目２―11―1204
破産者　粟　基美子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部